税務・会計便り

~消費税の軽減税率制度について~

平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が、8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

(1)飲食料品 人の飲用又は食用に供される物(食品表示法に規定する食品)

例えば 肉、野菜、魚、テイクアウト・宅配等食品、有料老人ホーム等で行う飲食品の提供など

《対象外》 酒類、医薬品、医薬部外品、外食、ケータリング

≪どんなものが「外食」にあたるの?「外食」にあたらない事例とは?≫

「外食」にあたる事例 「外食」にあたらない事例 軽減税率を適用 標準税率を適用 牛丼屋、ハンバーガー店の 牛丼屋、ハンバーガー店での テイクアウト 「店内飲食」 コンビニの弁当、惣菜 • コンビニのイートインコーナーでの飲食 (イートインコーナーがある場合でも、 を前提に提供される飲食料品 持ち帰りとして販売されるときは軽減税 (例:トレイに載せて座席まで運ばれる、 率を適用) 返却の必要がある食器に盛られた食品) • 屋台での軽食 • フードコートでの飲食 (椅子やテーブル等の飲食設備がない場 有料老人ホーム等での飲食料品の提供、 ケータリング、出張料理等 学校給食等 そば屋の「出前」、ピザ屋の「宅配」 そば屋、ピザ屋での「店内飲食」

②新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、 文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、 定期購読契約に基づくものです。

テイクアウトか店内飲食かは、販売事業者が販売時点で必要 に応じて顧客に意思確認を行うことで判断することになりま す。詳細はお問い合わせください。

http://www.sugiura - kaikei.jp

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100